平成２１年（フ）第３２号
岐阜県高山市江名子町2981番地の４
破産者　有限会社双葉工業
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第２３号
愛知県豊川市千両町宝辺２番地の７
破産者　株式会社ケー・マジック
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第１３２号
鳥取県米子市冨士見町６番地
破産者　有限会社三共商会
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２０年（フ）第１０９７号
熊本市上南部３丁目10番７号
破産者　西武工業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８３３号
福岡市博多区東月隈２丁目10番３号、破産開始決定手続時福岡市博多区青木１丁目19番１―404号
破産者　御手洗重朗
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８３４号
福岡市博多区東月隈２丁目10番３号、破産開始決定手続時福岡市博多区青木１丁目19番１―404号
破産者　御手洗正朗
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０８号
静岡県駿東郡長泉町本宿539―11、住民票上の住所静岡県沼津市足高93番地の24
破産者　八木　　薫
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第２４７１号
福岡市博多区美野島２丁目18番６―201号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区赤坂１丁目14番10号
破産者　榎田　良典
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３２７９号
福岡市早良区田村２丁目11番21号
破産者　村上　輝昭
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９号
福岡県福津市福間南２丁目７番12号
破産者　横山　良雄
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４２号
宮城県名取市名取が丘３丁目４番３―202号県営名取谷津山住宅、開始決定時の住所宮城県名取市植松４丁目18番45―202号　名取ファミール
破産者　佐藤　和子
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２９４号
新潟市西区小針４丁目21番22号　サンライズ小針３号、従前の住所宮城県石巻市中央２丁目７番31号
破産者　五十木ケイ子
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５３号
栃木県那須塩原市新南989番地128
破産者　野澤みちよ
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第８３号
栃木県那須郡那須町大字寺子乙1281番地138
破産者　山添　哲夫
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１５０号
埼玉県春日部市南中曽根390番地３　中山ハイツ102
破産者　池田　育也
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
神奈川県相模原市上溝2366番地２　ユウパレス上溝101
破産者　川端　　博
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１８５号
神奈川県相模原市橋本１丁目13番23―203号
破産者　川端　孝行
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１２０号
山梨県南アルプス市小笠原687番地２　サンシティ恵１―Ａ
破産者　坂本　　弘
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０７号
山梨県甲斐市玉川407番地14
破産者　中島　啓子
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係